

ふるさと納税による皆様からの応援をお待ちしています

子ども基金～子ども・若者や子育て支援のために

子どもは未来の希望、今をきらめく宝。子どもたちがのびのびと安心して育つ環境づくりに活用します。

以下から寄附の使い道を指定いただけます

- 外遊びの場と機会の充実のために
外で思いっきり体を動かして遊ぶことができる「外遊び」の充実を
- 子どもの学びの支援のために
子どもが夢や希望を持ってよう、学習支援で子どもの育ちを支えたい
- 子どもを育む地域活動支援のために
「その泣き声、私は気にしませんよ」と赤ちゃんをみんなで見守る「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」
- 多様な若者の活動を支えるために
若者たちの「やってみよう」を応援したい
- 子ども・子育て支援のために
(子ども基金全般)



☎子ども・若者支援課 ☎5432-2253 ㊟5432-3016

気候危機対策基金

～地球温暖化防止のために

- 省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用拡大、脱炭素に貢献するまちづくり
 - 電気自動車の公共用急速充電器の設置 など
- 区民・事業者一人ひとりが、環境への影響を考えて行動を変えていく取組み
 - 若者の情報発信の場づくり(若者環境フォーラムの実施)
 - 環境サポーターの育成による環境出前事業の実施 など
- 気候変動への適応に対する取組み



☎環境計画課 ☎6432-7128 ㊟6432-7981

国際平和交流基金

～姉妹都市等との交流や地域の国際化の推進のために

- 区民団体が実施する国際交流・協力、多文化共生推進イベント・講演等への助成
- 日本語教室の開催等、在住外国人の生活支援事業への活用
- 世田谷区の姉妹都市等とのマラソン交流事業に参加する区民への助成
- ウクライナ避難民への支援等
 - 避難民受け入れ家族等への支援金 ●ウクライナ語への翻訳や通訳
 - ウクライナ周辺国で避難民支援に取り組む国際団体の活動支援
 - 避難民の支援や啓発イベント など



☎文化・国際課 ☎6304-3439 ㊟6304-3710

義務教育施設整備基金

～学校教育のために

- 区立小・中学校の校舎・体育館・プールの改築、改修 など



☎教育総務課 ☎5432-2652 ㊟5432-3028

世田谷遊びと学びの教育基金

～学校教育のために

- 創造性のある人材の育成
 - 海外教育交流 など



☎教育総務課 ☎5432-2652 ㊟5432-3028

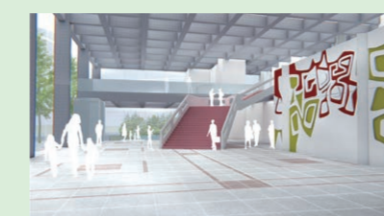
本庁舎等整備プロジェクト

～新しい世田谷区役所・区民会館等の整備のために

築後60年以上が経過した世田谷区役所本庁舎及び世田谷区民会館を改築・改修しています(9年度竣工予定)。
様々な立場の人が快適で使いやすい施設とするための整備費用等に幅広く活用します。



100年の安心を



☎寄附へのお礼として、区民会館エントランスホール(左図)のレリーフ裏の銘板への氏名掲出や、工事現場見学ツアーをご希望いただけます(区民の方もお選びいただけます)

☎庁舎管理担当課 ☎5432-2088 ㊟5432-3006

文化振興基金～文化・芸術の振興のために

- 区民団体が実施する、まちの賑わいや魅力づくりを目的とした文化・芸術事業への助成
- 区内アーティスト及び文化・芸術活動団体への発表の機会と場の提供等の支援
- 区民が文化・芸術に親しめる機会の創出

世田谷美術館収蔵作品シートセット「SETABI COLLECTION」(区外の方限定のお礼の品)▶

☎文化・国際課 ☎6304-3427 ㊟6304-3710



スポーツ推進基金

～スポーツ推進のために

- 誰もが使いやすいスポーツ施設の整備
- パラスポーツをはじめとするスポーツ・レクリエーション活動への支援



☎スポーツ推進課 ☎5432-2742 ㊟5432-3080

みどりのトラスト基金

～みどりを守り、増やすために

- 区の面積の3分の1をみどりにし、住宅都市世田谷のみどりの豊かさや潤いを実感できるよう取り組んでいます。
- 公園緑地の整備等
- 区民と事業者による緑化活動の推進
- 羽根木公園の梅林管理



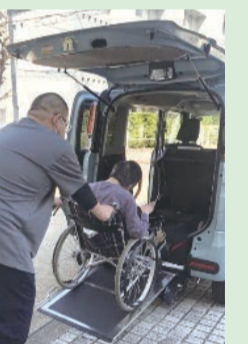
世田谷みどり33

☎みどり政策課 ☎6432-7902 ㊟6432-7989

地域保健福祉等推進基金

～福祉や市民活動のために

- 誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりのために活用します。
- ①高齢者、障害者に関わる施設・団体の車いすや福祉車両等の購入・取組みへの助成など
- ②区の保健福祉施設の建設または大規模な改修
- ③地域の課題解決等のためNPO等と区が協働して実施する事業(提案型協働事業)への助成



☎①②保健福祉政策課 ☎5432-2292 ㊟5432-3017

☎③市民活動推進課 ☎6304-3174 ㊟6304-3597

ふるさと納税の手続きは簡単にできます

区民の方も世田谷区にふるさと納税ができます

「ふるさと納税は離れた地方の自治体へするもの」というイメージがあるかもしれませんが、区民の方が世田谷区にふるさと納税をすることもできます(寄附金控除も受けられます)。寄附の使い道を選んでふるさと納税をすることは、結果として税金の使い道の一部を自分の意思で選択することにつながります。

インターネットから

区のホームページから、寄附ポータルサイトまたはオンライン手続きでお申し込みください。

- 入金方法**
- 寄附ポータルサイト → クレジットカード
(ふるさとチョイス、さとふる) その他各種オンライン決済
コンビニ決済 など
 - オンライン手続き → 納付書による支払い
銀行振込(手数料がかかる場合があります)

郵送で

区のホームページから寄附申出書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、お送りください(ご連絡いただければ、寄附申出書をお送りします)。

- 入金方法** 納付書による支払い
銀行振込(手数料がかかる場合があります)

申込・問合せ先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 経営改革・官民連携担当課 ふるさと納税対策担当 宛
☎5432-2190 ㊟5432-3047

世田谷区ホームページから検索

ふるさと納税

検索



寄附金控除の手続き

●確定申告

寄附申出書をご提出いただいた方に、寄附金受領後、区からお送りする寄附金受領証明書(納付書払いの場合は、お手元に残る「納付書兼納付領収書(納入者保管)」)を添付して、確定申告をしてください。オンラインでも簡単に手続きができます。

※確定申告の方法等詳しくは、国税庁のホームページ(☎https://www.nta.go.jp/)をご覧ください。

●ワンストップ特例制度

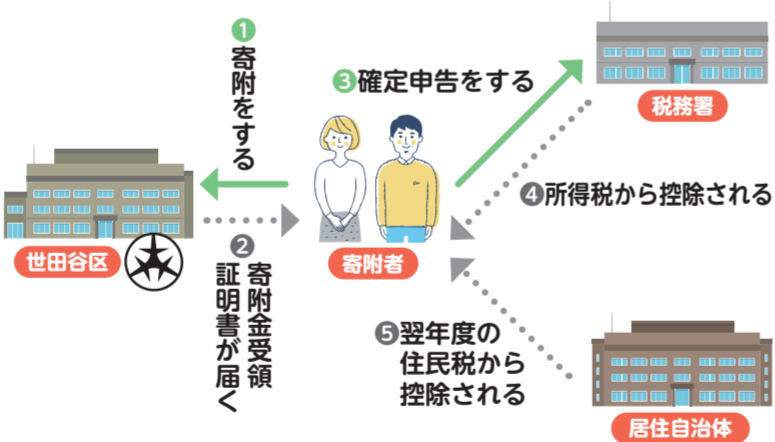
一定の条件を満たす給与所得者等は、確定申告が不要となるワンストップ特例制度をご利用いただけます。

※寄附金控除について詳しくは、区のホームページ「寄附金税額控除について」をご覧ください。

ふるさと納税とは?

寄附を通じて、自分の故郷やゆかりのある自治体を応援する制度です。「納税」という言葉が付いていますが、実際には自治体への「寄附」のことです。

世田谷区にふるさと納税をする場合は、寄附の使い道(基金や個別の取組み)を選ぶことができます。



寄附金控除を受けることができます

区にふるさと納税をした場合、寄附額から2000円を除いた金額が、所得税や住民税の控除対象となります(一定の上限あり※)。

※自己負担2000円でふるさと納税ができる上限額(控除限度額)は、収入や家族構成により異なります。

災害対策基金～災害対策のために

地震や台風、甚大化する自然災害の発生に備えて基金に積み立て、災害時の円滑な応急対策や復旧のために活用します。もしものときに備え、災害に強く、復元力を持つまちをめざします。



▲世田谷防災キャラクター「じじよすけ」

☎災害対策課 ☎5432-2262 ㊟5432-3014

新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金

～新型コロナウイルス対策のために

- 区が行う新型コロナウイルス感染症対策



☎経営改革・官民連携担当課 ☎5432-2190 ㊟5432-3047

区政全般のために

特定の取組みに限定せず、区政運営全般に活用します。

☎総務課 ☎5432-2062 ㊟5432-3000

ふるさと納税をしていただいた方へのお礼について

区にふるさと納税をしてくださった方には、障害者施設の自主生産品や世田谷みやげ等のお礼の品をお贈りしています。

ただし、国の制度上、自治体は自区域内の住民へは返礼品をお贈りすることができません。そのため、世田谷区民の方はお礼の品をお選びいただけないこととなっています。

下北沢駅前広場プロジェクトや本庁舎等整備プロジェクトへの寄附では、銘板への名入れ等、区民の方がお選びいただけるものもあります。

お礼の品の充実を図り、世田谷の魅力発信による区外からの寄附金の増加をめざします



あなたの財産を未来につなげるために「遺贈」という選択肢があります

遺言による区への寄附(遺贈)をお考えの方は、お問い合わせください。

